

総務常任委員会会議録

[平成25年 8月30日開催]

[平成25年 9月13日開催]

南あわじ市議会

総務常任委員会会議録

日 時 平成25年 8月30日
午前10時00分 開会
午前11時20分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（6名）

委 員 長	柏 木 剛
副 委 員 長	廣 内 孝 次
委 員	熊 田 司
委 員	北 村 利 夫
委 員	蛭 子 智 彦
委 員	久 米 啓 右
議 長	森 上 祐 治

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	高 川 欣 士
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也
書 記	斉 藤 浩 平

説明のために出席した者の職氏名

副 市 長	川 野 四 朗
市 長 公 室 長	土 井 本 環
財 務 部 長	細 川 貴 弘
市長公室次長兼新庁舎 建設推進事務局長	橋 本 浩 嗣
財務部次長兼財政課長	神 代 充 広
財務部管財課長	堤 省 司

II. 会議に付した事件

- 1. 付託案件…………… 3
 - ① 議案第60号 新庁舎建設工事請負契約の締結について…………… 3

III. 会議録

総務常任委員会

平成25年 8月30日(金)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午前11時20分)

○柏木 剛委員長 おはようございます。

暑かった夏もそろそろ終わりかなというふうに思うんですが、まだまだ残暑厳しい折です。一方また、水不足の話も出てます。この週末、果たしてどんなふうに変化していくのでしょうか。

そういうことですが、さて、本日、総務常任委員会を開催しまして、新庁舎建設請負工事の締結についてということ、これが議案でございます。議会の議決を求めるということです。市民も注目しているかと思えます。十分な審査を期待しましての挨拶とします。

本日、市長と市長公室課長が、公務のため欠席しております。

それでは執行部のほう、挨拶をお願いします。ないですか。

副市長。

○副市長(川野四朗) おはようございます。

最初に御礼を申し上げておきたいと思いますが、本日の委員会の開催ということで、御無理を申し上げましたところ、日程の調整をしていただきまして、本日、総務常任委員会を開催していただくことになりました。本当にありがとうございます。これも、皆さん方にも申し上げておりますように、新庁舎建設については、スケジュールが逼迫しておりますので、私どもも、一日も早く取りかかりたいという思いをお願いを申し上げたところでございますので、本当にありがとうございました。新庁舎につきましては、いろいろと御意見を頂戴をしながら、我々としても予定の時期に完成しますように、今後も努力してまいりたいと思っておりますので、どうか、本日はよろしくをお願いをしたいと思います。

1. 付託案件

① 議案第60号 新庁舎建設工事請負契約の締結について

○柏木 剛委員長 それでは、ただいまから、第49回定例会において当委員会に付託されました議案のうち、議案60号、新庁舎建設工事請負契約の締結について、について審査を行います。

議案の審査に当たり、提案理由の説明についてお諮りします。

付託案件については、本会議において説明を受けておりますので、質疑から行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 異議がございませんので、提案理由の説明は省略します。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

北村委員。

○北村利夫委員 今、副市長のほうからも御挨拶があったわけですが、いわゆる工期が緊迫している、逼迫しているような話だったんですけれども、この27年の2月の28日が完成予定。28日が引き渡しですか。これにこだわる理由は何なんですか。

○柏木 剛委員長 市長公室次長。

○市長公室次長(橋本浩嗣) 6月議会でも、1月の完成から開庁については4月というように説明をさせてもらっております。当然、引越し関係もあるわけなんですけど、4月の開庁に向けて、消防等、いろんな開発とかの検査関係がございます。これが結構、日数がかかるというふうに感じております。それと、新庁舎の工事の中のほうでは、情報関係の配管等はしておりますが、そこらの配線等はその後になりますので、そこらの日数も必要でございますので、そういうふうな工期にしております。

○柏木 剛委員長 北村委員。

○北村利夫委員 わかるんですけれども、いわゆるその4月1日開庁にこだわる理由は何ですか。

○柏木 剛委員長 市長公室長。

○市長公室長(土井本 環) 以前に議決いただいております庁舎の位置の部分で、附則で、27年4月という形をとらせていただいております。4月1日でなしに、4月1日になりますと、水曜日になりますので、できれば4月の第1月曜日、土日を挟んだ中で、月曜日を開庁にもっていきたいなど、こういう思いでございます。

○柏木 剛委員長 北村委員。

○北村利夫委員 その開庁の、目標設定はいいんですけれども、何でその、そこにこだわ

るんか。というのは、工期も十分とった中で、いいものを、逆に、つくっていただくと。急がずに。そういう考え方もあるのと違うかなと思って聞いてるんです。

○柏木 剛委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 当初、27年1月開庁という中で、市民交流センターの関係もあり、いろいろなことを含めますと、27年4月を開庁というのが一番、他に影響がないのかなということで、先ほども言いましたが、27年4月という議決をいただいております。ゆっくりと、ということになりますと、再度、附則の改正という形になりますので。当初、そうした、27年4月までで完成したいという思いと、市民の方々にお知らせしておいた関係もありますし、ほかの部分も、いろいろありまして、4月が一番ベストというたらあれなんですけど、いいのかなということで、27年4月開庁ということを目指したいということでございます。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この入札は、8月21日執行ということで、不落による入札打ち切りということになったわけですね。この不落という意味合いをちょっと説明いただきたいんですが。不落とは一体どういうことなのか。

○柏木 剛委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 不落ということでございますが、開札結果表をお持ちのようですので、それをごらんいただきたいと思いますが、よろしいですか。まず、1回目の入札で3社が応札をされまして、それで、こちらの予定価格に達していないというふうなことで、第2回目の入札を行いました。札を入れていただきました。それで、2回目に入れていただいた札、3社の方に入れていただいたんですけども、金額の表示があったのが1社でございます、その1社の金額が予定価格に達しておらなかったということで、予定価格に達しておらない入札については不落というふうな形で、落札できなかったという表示でございます。そういう意味でございます。

以上です。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 普通、不落になれば、これは不落になったということで、入札は不調というふうに評価するんですか。もう一回やり直しというような意味合いで。

○柏木 剛委員長 財務部長。

○財務部長（細川貴弘） 私のほうで執行しましたので、お答えさせていただきます。通常、入札につきましては2回といいますのは、入札に関する要領に基づきまして、入札契約事務取扱要領ということで、公にもお示しして、その要領に基づいて私のほうで執行いたしております。

その中で、委員がおっしゃられましたように、入札につきましてはその要領の中で、入札の回数は2回までということをおうたっております。それで、再度の入札の結果、落札者がいないときは入札を打ち切るものとするということで、この場合、この要領の下記、それが今、（2）というところに書いてあるんですけども、（3）のただし書きにより、随意契約ができると認められるときを除き、再度公告、入札、または指名競争入札を行うものとするということで、特例的な規定につきましては、入札が打ち切りとなった場合、原則として随意契約は行わないものとする、ただし、市民の不利益に直接的に関係すると判断したときはこの限りではないという規定がうたわれております。

その規定によりまして、私のほうで状況を判断して。先ほど、副市長からも室長からも、発注がおくれることによって工期のおくれ等があってはならないということで答弁もさせていただきましたが、私のほうで、この不落によって発注がおくれることによる工期のおくれや経費面での増額、これは諸物価の、資材費の高騰もありますし、消費税につきましても、消費税が予定どおり3%アップになりますとその影響も受けるということで、市民の皆様にお負担をおかけするものと考えまして、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定によることで判断いたしまして、随意契約によるものと判断して、最低価格の提示した入札者の方に見積書の提出の意思の確認をしまして、その一番最低価格を提示した方が見積もりの意思があるという確認のもとで、入札を打ち切りましたけれども、随意契約のほうに変えたわけでございます。

以上でございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 市民の不利益ということですが、これは予定価格に99.99%というところかな。ということは、予定価格はここで大体推測はされるわけですけども、こうした入札の場合は、予定価格を決めて、最低制限価格というのも決めますわね、普通。この、ほぼ予定価格100%までいくというのが、市民の利益なんですか。

○柏木 剛委員長 財務部長。

○財務部長（細川貴弘） それは、あくまでも結果でございまして、その随契を判断したときにつきましては、その見積書の金額というのはわからないわけでございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それで、最低制限価格を設定しておいて、探っていくような格好で予定価格に近づいていくのが、これ、随意契約ですわね。19億7,500万円で落ちなかったんで、随契ですから、それは、どんな話をしとるのかは闇の中ですわね。我々、市民から見れば。もっと交渉して、大体、他の工事と似通ったような落札のところまで、予定価格に対してですよ、ということももう少し、随意契約ですからできるのではないのかなというふうに思うんですけど。

○柏木 剛委員長 財務部長。

○財務部長（細川貴弘） この見積もりの金額につきましては、業者との話し合いによって決めた金額ではなく、あくまでも業者が私どもの定めた期間内に見積書を提出しての結果でございますので、そのような価格の交渉の余地はございません。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 随意契約がいけないということをおっしゃるわけなんです、私はね。これは、先ほど冒頭にも質問がありましたけれど、なぜ4月にこだわらないといけないのか、最低制限価格まで含めた幅の中で適正な入札を行うこと、執行することのほうが、一般競争入札を行うことのほうが、財務会計上、市民の利益にかなっているんでないのかということをおっしゃるわけなんです。若人の広場も99%ぐらいの入札だったというようなことだったんですけども、それはたまたまそういうことになったんだろうかと思うんですけども、そういうのがあんまり続くと、ちょっとこれは、市民の目から見ても不信感が。これ、一体どうなっとるんかという声は起こってくるんじゃないでしょうかね。そういう意味からいくと、やはり、再度の入札に付すということが大事な点でないかと、これは原則でないかと思うんですよ。

今、市民の不利益になるからということの判断、ちょっと間違っていないかと思っておるわけなんですよね。こういう随意契約というのは、緊急の、災害復旧工事なんかでよくや

られることなんですけども、今の説明からいったときに、4月上旬でなければならない理由というのは、緊急性というのはあんまり感じられないですね。むしろ今、いろいろ私も今、アンケートをとっとるんですけど、庁舎は要らん、箱物は要らんという声が非常に強いですね。現状でもまだ、アンケートをとってみたら、何とかならんのかという声をよく聞きますよ。でも、こういうことが起こると余計に、何でそんな箱物つくるんかという市民の、非常に声が大きくなっていくように思えて仕方ないんですね。むしろやっぱり、1カ月でも置いて、1カ月も置かんでも結構かと思うんですけど、再度入札ということをしたほうがよかったんじゃないかと思うんですよ。これはやっぱり、再度入札するには時間を置かないといけないというルールはあるんですか。

○柏木 剛委員長 財務部長。

○財務部長（細川貴弘） 再度入札と申されましても、いろいろ、この入札の手法につきましては、入札の審査会でもいろいろ諮った上で、一番適正な、地域性も配慮した中で入札方法を考えて、入札を執行しておるわけでございます。それで、これを、入札を単に打ち切りとしてもう一度入札のやりかえとなりますと、入札の参加要件を変えるか設計変更、内訳書等をチェックした後の設計変更と、いずれかを選択する必要がございます。それで、おおむね、それらをやっておりますと2カ月前後、少なくとも期間がかかるということでございます。

先ほど、委員のほうから、随契に切りかえたのが余り好ましくないというような御意見でございましたけれども、私のほうにつきましては、入札、2回目で1社が最低の価格を提示され、あとの2社の業者の方が辞退されたという、あらゆる状況を総合的に判断をいたしまして、私と、入札の執行者といたしまして、適切な判断をしたというように考えております。

以上でございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 全部調べたわけじゃないんですけども、この入札、やって不調になった、不落になったということでやり直しをした例というのは、最近はないんですか。こちらで見ておるのは、一つ。言いましょうか。

○柏木 剛委員長 どうぞ、蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これ、8月19日執行の農村地域防災減災事業、城ノ腰池整備工事。

これ、不調ということで取りやめになったんですよね。緊急防災減災事業やったら、大変重要なことだと思うんですけども。これ、どうしたのかわかりませんが、これはこうなっておると。市民の不利益とかいいますけれど、ここら辺、やっぱり市の価値観の問題のように思えて仕方ないんですね。庁舎建設に、メンツにこだわってるというような印象が残るんですね。こういう防災減災事業のほうがよくど大事なんじゃないかと僕は思うんですよ。これは8月ですから、今でもゲリラ豪雨ということで、そんなことに対応せんなんような工事が不調で先延ばしできるのに、庁舎建設という、そういう緊急性、市民の命に直接かかわることのない工事やったら随意契約でやるというような考え方が果たして通るのかどうか。どうですか。

○柏木 剛委員長 財務部長。

○財務部長（細川貴弘） 今、言われた件について、随契等につきましては検証いたしておりませんが、災害にかかる、ため池等の災害復旧の工事につきましては、非常に不落の入札が多いケースがございまして、その打開策といたしまして、それを担当部署のほうで随契に切りかえるということで、かなりな部分につきましては、災害復旧工事につきましては随意契約に切りかえて、今、手元に資料はありませんけれども、かなりな部分は随意契約に切りかえて、工事のほうを執行いたしております。

以上でございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それは当然のことだと思いますよ。だから、そういう災害に関連することは随意契約でやったらいいと思うんですよ、それはね。それをやめろと言っとるんじゃないんです。今、比較として出したのは、こちらは、8月19日執行のものは随意契約になっていないのに、庁舎建設分だけ随意契約で、しかも大きな事業ですよ。これ、予定価格に対して、最低制限価格の比率はどれぐらい設定しておったんですか。おおよそどれぐらいでやっておったんですか。庁舎。

○柏木 剛委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 最低制限価格につきましては公表いたしておりませんので、早急に調べて御報告なりさせていただきます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 大体でしょう。ランダムケースを使って、何ぼから何ぼの範囲というのはあったと思うんですよ。やってないの。ほいでも、おおよそそういう幅があって、何割ぐらいのものってあるでしょう。6割も5割もならんででしょう、予定最低線。75とか78とか、そんなラインと違うんですか。もっと低いんですか。80にしとるのか、85にしとるのかわかりませんが。90。

○柏木 剛委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） ちょっと、資料を調べて御報告させていただきます。

○柏木 剛委員長 どうですか、その件は。あったほうがいいですか。ちょっと休憩していいですか。

じゃあ、ちょっと休憩しましょう。

暫時休憩して、再開は10時35分とします。

（休憩 午前10時25分）

（再開 午前10時33分）

○柏木 剛委員長 再開します。

管財課長。

○管財課長（堤 省司） 先ほどの蛭子委員の御質問の件でございますが、全般的なお話として、建築工事の最低制限価格の率ということでお答えさせていただきます。おおむね85%から90%というふうな数値で推移してございます。なお、今、お話しになります、不落になった場合の随意契約というふうなお話でございますが、内部でのことでございますけれども、担当部より、この案件につきましては緊急性が高いというふうなことで、先ほど部長が説明をいたしました内容のことが担当部から要請がございまして、執行者のほうで緊急を要するというふうなことで判断いたしましたして、随意契約というふうなことで進めさせていただいた次第でございます。

以上です。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 一般的に言って、公共工事に緊急性のないもの、必要性がないものはないと思うんですよ。いろんな面から考えて。公共の利益に即したものを一日も早くやるというのは大切なことであって。これは、どんな工事を見ても緊急性のあるというのは公共工事だろうと私は思うんですよ。だから、そういうふうを考えていくと、全ての工事が緊急性があるというふうになってきて、全ての工事が随意契約になってくるということになれば、この一般競争入札なり、財務会計規則の基準に照らして、非常にだらしのない状況が生まれるんでないかと。あらゆるものが随意契約に変わっていくんでないかと思うんですね。

ですから、この緊急性というのが、先ほど、コストがどれぐらいかかるのか、費用がどれぐらいかかるのかという話ではあったわけですが、ここで得られるものに対して、例えば、仮に2カ月かかったとしても、設計変更も含めて、一定の部分が、変更可能な部分があれば、一定の改善を行って入札に付すということが、そんなに大きな不利益を生み出すというふうには考えられないんですけどね。いかがですか。

○柏木 剛委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 私は、担当部のほうの意見として申させていただきます。今、設計変更の話が出ました。設計変更をした場合に、同じ業者3社に入札をお願いするということでございます。ほかの2社がそこまで踏み込んで来てくれるのかどうか、そのための設計、徐々に資機材等の高騰が続いてる中で、そういうことができるのかどうか、先ほども管財課長のほうから言いました。私も過去2年間、執行をやってきたわけなんです、不落随契の担当部から出てくる件数というのは非常に少ないんです。昨年、一昨年と、災害の関係で、不落もしくは入札にならない不調というのが続きました。そういう中で、審査会にその都度諮り、どういうふうな形がいいのかどうか、不落随契の形をとらざるを得んぞということで、災害とかため池の関係については、そうした方針を昨年度出しました。

今回、新庁舎のこの工事発注に当たっての審査会で、そういう議論をさせていただきました。大体、いかほどの部分の差があれば、不落随契の部分でしたらいいのかどうかという部分も審査会で諮らせていただいて、その中で線を一応引かせていただいて、入札に臨んだということでございます。そうした中で、万が一、不落になった場合に随契をお願いしたいということは、あらかじめ私どものほうから管財部局のほうに通知文を出して、そうした対応をお願いするというので、8月21日に執行して、やや、0.0何%の予定価格との差であったので、執行者の財務部長が最低提示業者に確認をしたところ、見積書の提示はいいよということで、我々もその報告を受けて、業者から見積書の提示をいただいた。その額が、今回、議案上程させていただいている額であるということでございま

す。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 随意契約がないということが望ましい、当然のことだと思うんですね。先ほど出ましたように、災害に対応するような工事というのは、緊急性というのも本当にあると、高いということは、これはもう当然のことだと思うんです。ただ、今ひっかかるのは、この4月に開庁しなければならないという、その理由づけが、やはりまだ不明確という印象なんですよね。やはり執行部のメンツにこだわっての対応というふうにとられても仕方がない面があるというふうに思っております。これは、そういうことは認められないだろうと思いますし、これは私の見方であって、こういう見方が、市民の皆さんがどうい見方をするかわかりませんが、そういう見方をする方も多いでないかというふうに思いますので。今後、こうした随意契約というのはもっと慎重になるべきだというふうに指摘して終わります。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。
熊田委員。

○熊田 司委員 先ほどもほかの委員からお話がありましたけれども、不落の場合の随契に回す場合というのは、先ほど言われました、要するに緊急性、これだけが条件なんですか。ほかに条件等はないんですか。

○柏木 剛委員長 財務部長。

○財務部長（細川貴弘） 先ほど、入札契約事務取扱要領に基づきまして執行しているということを申し上げましたけれども、その規定の中で「入札が打ち切りとなった場合、原則として随意契約は行わないものとする。ただし、市民の不利益に直接的に関係すると判断したときはこの限りでない。」という、この規定に基づきまして私のほうで総合的に判断いたしまして、入札は打ち切りましたけれども、随意契約ということで判断させていただきました。

○柏木 剛委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 それ以外にはもう何も、そういう条件はないんですね。市民の不利益という項目だけですか。その、ちょっと確認だけさせてもろうたんです。ほかにこうい

う場合は随意契約できるとかいうのはないですか。

○柏木 剛委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 随意契約をする場合の規定というのは、国は会計令というのがあります。地方公共団体は、地方自治法施行令第167条の2に、随意契約をできる場合を9項目、掲げております。その第8号、競争入札に付し入札者がいないとき、または再度入札に付し落札者がいないときという規定があつて、先ほどの緊急性、市民の不利益が出てきますので、根本はここにあります。

○柏木 剛委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 ちょっと内容は変わってしまうんですが、この契約金額というのは消費税込みの金額になっておるんですか。

○柏木 剛委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 議案として提示させていただいているのは消費税込み、5%の消費税で計上させていただいております。

○柏木 剛委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 としますと、この金額を1.05%で割れば、その金額、随意契約した金額が出てくるということですよ。

○柏木 剛委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 割り戻せば、提示いただいた額は19億7,000万ちようどでございます。

○柏木 剛委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 この場合、別に随意契約する場合に、最低価格とか教えてないですよ。そういうことはしてないですよ。

○柏木 剛委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） あくまで見積書の提示があつて、開封をして、それが予定価格。入札の場合は予定価格。随意契約の場合も、新たに私が設定して、同じ額を予定価格としてしますので。それ以上ふやすことはできませんので。その額を、予定価格として提示いただいた見積書の額とその額を比較して、その範囲内であれば契約をすると、こういうことでございます。

○柏木 剛委員長 ほかに。
廣内副委員長。

○廣内孝次副委員長 入札に関しまして、これ、公募されたわけですね。それで3社しかなかったと。この点について、いろいろな条件づけの絡みで、恐らく少なかつたんじゃないかと思うんですけれども。これ、恐らく、免震の経験のある業者というようなことをうたつたのと違うかなと思うんですけれども、この、少なかつたことに関して、どういう考え方をしておりますか。

○柏木 剛委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 本来、地元業者とのJVを切り離して、大手だけでやれば、かなりの業者が参加いただいたというふうに思います。地元業者とのJVの条件を付したために、やや、3社にとどまつたのかなと、こういう印象を持っております。

○柏木 剛委員長 廣内副委員長。

○廣内孝次副委員長 地元業者とのいう条件だけで、そういう結果になつたと考えておられるんですか。

○柏木 剛委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 直接、私が他の業者に聞いたわけではありませんが、そういう声もちらほら聞こえてきておりました。JVでなければ、単独の大手でやれば行くのというふうなことも。これは直接、私、聞いてませんので。そういう声も聞こえてきておりましたので、やはり、この東北の震災の復興の事業の状況、それから、全国的な投資的経費の状況、そこらあたりもかなり影響しているのかなと、そういうふうに思ってお

ります。

○柏木 剛委員長 廣内副委員長。

○廣内孝次副委員長 時代的なそういう背景もあるのはわかるんですけども、地元業者には大手と組める業者がまだまだたくさんおります。その中で3社だけだったと。そういうような考え方をした中では、僕なりに考えれば、恐らく免震の経験のあるという部分が、大分、作用したんかなというような気がするんですけども。ちなみに、工事監理はどこで決まりましたか。設計監理。

○柏木 剛委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 実施設計されたところと契約ということになります。

○柏木 剛委員長 廣内副委員長。

○廣内孝次副委員長 建物、これ、免震構造で、ちょっとそこらが難しいような建物ですけども、それを外せば普通の建物ですわ。難しいような工種がないように考えます。その中で、工事監理ですけども、これ、ちょっといろいろな情報が入った中で、監理費がすごく低かったような話を聞くんですけども。これ、若人の広場と比べて、大分、やっぱりパーセンテージが低かったように話を聞くんですけども、その点、いかがでしょうか。

○柏木 剛委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 若人の広場と新庁舎の工事費については、大体、1対2ぐらいの差かなと。監理業務に関しては、ほぼ同じような、若人の広場と同じような形の金額で契約をするということでございます。

○柏木 剛委員長 廣内副委員長。

○廣内孝次副委員長 聞いた話では当初から、予算のときにも僕なんか思ったんですけども、工事監理費が、設計監理費が大変低いなど、そういうような感覚を受けたんです。いろいろな話を、情報を聞いた中で、いろいろ思うんですけども、これ、2年の工期で大変これ、経費がかかる。当然、免震構造もありますし、やはり手間が大分かかるんやけども、その若人の広場に比べてすごく低かったと、金額が。安かったと。そのような話を聞

くんですけども、一緒ですか、これ。

○柏木 剛委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） ほぼ同程度の額で契約をするという運びになっております。

○柏木 剛委員長 廣内副委員長。

○廣内孝次副委員長 同程度であれば問題ないと思うんです。これ、やはり施工も大事ですけども、設計監理のほうも力を入れてやってもらわないと。やはり、人形会館のような、妙な感じになる可能性も高いので。そこら十分、設計監理の方と話していただきたいと思っております。ちなみに、設計のときに、意図伝達業務という、業務委託しましたわね。これ、同じ業者であれば、その点はどのような考え方をするんでしょうか。

○柏木 剛委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 先ほどからの御質問の内容で、外構工事を一部、分割したということもあって、業者が異なるということから、監理業務の設計、こちらの設計の額を変更しております。もう一点の意図伝達業務については、同じJVですので、それは減額という形をとらせていただきます。

○柏木 剛委員長 廣内副委員長。

○廣内孝次副委員長 減額されるのであれば、特には問題はないと思うんです。その点の、これ、設計監理のほうですけども、これも条件が、やはり免震構造の経験という話が条件づけであったと思うんですけども。そういうことがあったので、これ、競争の原理が全く働かなかったというような話を聞きますけども、その点、いかがでしょうか。

○柏木 剛委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 全国的に、免震構造の業者として登録している数がかなりあったと思います。経審の1,400点以上というところで、その免震の会員といえますか、そういう業者もかなり見させてもらいました。その中で、うちとしては免震構造をするので、やはりその経験がある業者にお願いをしたいという思いがありますので、そう

したことの部分で、おっしゃられる企業体の構成の届け出が若干少なかった部分もあろうかなとは思いますが。

○柏木 剛委員長 廣内副委員長。

○廣内孝次副委員長 私なんかの考えであれば、できれば地元業者、これ、設計監理に関して。やはり、設計事務所も多いですし、何社で組ますとか。免震構造に関しては、これ、メーカーの責任施工というような形態になっていると思うんですね。ですから、何ら問題はないような感じがするわけですね。設計監理業務を公募したところ、応募者がなかったと、そういう話を聞きますけども、その点に関してはどのような考えを持ってますか。

○柏木 剛委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） おっしゃられるように、公募をしましたが、監理業者についてはそうした申し込みはなかったということで、今回、実施設計をされたJVの設計業者に随意契約をするという運びになりました。

○柏木 剛委員長 廣内副委員長。

○廣内孝次副委員長 工事が順調に進むわけですけども、これ、工事のほうに関して、市内の下請業者云々、例えば生コンなんか、これ、値段が皆一緒。市内には4業者おるのかな。そういうのに関しての、地元の業者を使うようにと、なるべく、僕なんかの考えで行けば、均等に使ってほしいなというような気もあるんですけども。そのような要望は、市として業者にはできますか。無理ですか。

○柏木 剛委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） これからの相談になるとは思いますが、非常に難しいことかなという印象を持っております。

○柏木 剛委員長 廣内副委員長。

○廣内孝次副委員長 できるだけ地元の、柴田工務店もおりますし。できるだけ、地元でいけるもんは地元でやっていただくと、そのような勘定でいってほしいと思います。そ

れとやはり、監理をしっかりと、とにかくしていただいて、追加工事もろもろ、人形会館のような結果にならないような形態で進んでいただきたいと思います。

終わります。

○柏木 剛委員長 ほかに。
久米委員。

○久米啓右委員 随意契約に変えたということの理由と、開庁時期にこだわってるんじゃないかという、絡めた、ほかの委員からの質問がありました。新庁舎を、分庁舎と比較したときに、経費削減効果を、年間幾らと出していましたよね。それ、幾らでしたか。

○柏木 剛委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 削減には、人員削減であるとか公用車の削減、それから分庁舎間の移動とか、それから維持管理費、いろんな効果額がございます。トータルで、2億6,218万8,000円というような数字を申し上げたかと思えます。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 開庁を遅らせる、施工期間が短いという理由で工事業者の技術的な問題で遅らせるということであれば、それはそれで理由があるんですけども、27年4月、これですと、工期が2月28日ですか、27年の。それまでにできるという契約ですから当然、ここまでやった上で4月開庁となりますと、それで進んでもらえばいいんですが。仮に、随意契約せずに設計変更等をして同一業者にもう一度入札をしてもらうとなると、どれくらい、やり直してどれくらい期間がかかると言うてましたかね。

○柏木 剛委員長 財務部長。

○財務部長（細川貴弘） あくまでも概算的な形ですけれども、設計変更の期間をどれだけ要するかというのは、ちょっと私のほうは推測はできないんですけども、受付関係から、入札の流れからいいますと、受付期間が10日、それから、参加資格要件審査が10日、見積もり期間が30日ということで、これだけで50日程度要しますので、それプラス、設計変更に必要な期間が必要で、2カ月以上はかかるというように考えております。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 出とる数字から判断しますと、1カ月2,000万円ぐらい、見えな
い金が消えていきよるといことですから、遅らせば遅らすほど、市民の負担が増えてい
きよるといような、既に提示された金額がありますのでね、わかってるんですけども。
それ以外に、職員の仕事がもう一遍やり直しといことになりますよね、皆さん方のね。
結局もう、それで済む仕事がもう一度、ほかの仕事ができるはずなのに、もう一度同じ仕
事をしなければならないと。そういう経費は入ってないわけですよ、もし2カ月延びて
も。そんな大きな金額ではないですが、ほかの仕事をすべきところが、もう一度同じ仕
事をしなければならぬ。また、設計業者に設計変更を依頼しますと、これは経費、かかる
んですか。

○柏木 剛委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 原則的に、かかります。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 その費用も考慮しますと、遅らせば遅らすほど、市民に負担がかかる
といことよろしいですか。

○柏木 剛委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） おっしゃるとおりかと思ひます。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 27年4月開庁にこだわる理由は、庁舎の位置変更条例等のこともお
っしゃってありましたけども、以前、庁舎の経費について議論があったときに、新庁舎に
すべきか、分庁舎のままで耐震化していくべきかといこと、費用計算等、僕、詳しく
したんですが、これは、少しでも早く開庁すればするほど、市民の負担が少ないとい結
論に達してます。そういうことは議会でも明示したんですが。もし、その業者のほうで既
に契約が、2月28日竣工、引き渡しといことになれば、私としてはその工期でやって
もらうべきではないかと、それが市民の利益につながると。結局、再入札を執行するこ
とが不利益につながるとい判断に、僕はなっとるんですけども。その辺の観点から、執行
部、何か意見ありませんか。

○柏木 剛委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） それは、今、おっしゃられたことについては、当然の御意見やというふうに。私どももそのように思います。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 それと、熊田委員のほうから、随契に変更した裏づけ等の質問がありまして、私もちょっと資料を調べてあったんですけど。手続的には、先ほど、熊田委員のほうから質問された、地方自治法の234条の2項から発してるんですね。随意契約にすることができるというところから、地方自治法施行令の随意契約にできる場合は次に掲げる場合とするという8番目の項目と。法的に、熊田委員の質問で裏づけがありますので、私はこれは問題ないかなと思いました。

以上です。

○柏木 剛委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いわゆる入札、落札できなかったということやねんけども、これ、設計者には責任ないんですか。

○柏木 剛委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） おっしゃる意味がよくわからないんですが。ややもして不落になるという部分がありますので、入札して落札しないからといって、契約に至らない場合の部分については、幾らかの、その設計発注者と設計士との話の中で、内容によると思います。

○柏木 剛委員長 北村委員。

○北村利夫委員 わからないということなんで。いわゆる、積算が過大見積もりであったりする可能性もあるわけよな。というのは、落札できへんかったという中で、そういうことの中で、その設計者自身の過大見積もり等の責任等はないのかなというように思うんですが。

○柏木 剛委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） きっちりと積算はしたということの確認をしますので、そういう責任はないのかなと思います。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。
廣内副委員長。

○廣内孝次副委員長 ちょっとそれは、話がちょっとおかしいと思うな。一応、施主側から予算提示して、これだけの金額でこういう建物、こういう規模の建物という話で、一応設計依頼をしとるんやから。当然、その落札できる金額に合わせてくるのが、これ、当たり前のお話ですね。だからこれ、落ちへんなんだという場合は、これ、設計者に当然責任があると思うんですけども、いかがですか。

○柏木 剛委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） ケースによっては、そのようなこともあるかなと思います。

○柏木 剛委員長 廣内副委員長。

○廣内孝次副委員長 今回の場合は、割と、そない大きな違いはなかったからまだよかったものの、過去に振り返れば、人形会館、これ、やはり大きな金額の違いが出たわけですね。これ、設計者に責任がないとすれば、一体、それじゃ、施主として役場は全部責任をかぶらんといかんのか、その点に関して、ちょっともう一度お願いしますわ。

○柏木 剛委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 委託しとる分は、市から建築物については委託します。この範囲内で設計してくれということですので、その範囲内で設計して、最後の最後まで契約に至らんという場合には、おっしゃるような責任があるかと思います。

○柏木 剛委員長 廣内副委員長。

○廣内孝次副委員長 責任があるという話であれば、別にどうこう言うあれはないんで

すけども。やはり、設計した人間としては、先ほど、北村委員が言いよったように、過大設計、そこらの感じで、単価が高くなるとるにもかかわらず執行するという場合もありますので。あくまで、積算書に関しては数字合わせのなところがありますので、どこかの下請さんの見積もりを引用して何%という無理な切り方も、これ、できるわけですね、実際的には。ですから、そういうことのないように。今回は恐らく、ええ線いってますので、問題はなかったとは思いますが、今後、いろいろとそこらの工夫をしてやっていただきたいと思えます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっと念のために伺っておきたいんですが。新庁舎の維持管理費は大体、1回何ぼぐらいかかるというふうに、現時点で計算できてますか。

○柏木 剛委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 新庁舎の人件費等を除いた維持管理費でございますが、年額で積算いたしておりますので、申し上げます。1億3,912万2,000円。そういう金額を想定してございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そして、あと、旧庁舎ですね。これは、新庁舎開庁と同時に、全ての電気なりガスなり水道なりは切ってしまうわけですか。水道は自分のところだけども。一斉に切ってしまうんですか。残しておくんですか。

○柏木 剛委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 跡地利用というふうな形の、今、計画を各旧庁舎の、旧町単位で進めていただいていると思うんですけども。それとの絡みもございしますが、27年4月1日に、直ちに全部の電気なり水道等の供給をとめてしまうというのは、若干無理があるのかなと思っております。中に書類がまだ入っておったりしますので、その辺まだ、こういった形で物を移動するのかというふうなことも詰めた中で、電気をとめるとか、その辺の時期は決定していきたいと思ってございます。

以上です。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 新庁舎が開庁して以降も、そうした維持管理の経費は残るということですか。

○柏木 剛委員長 財務部長。

○財務部長（細川貴弘） 特に跡地利用で用途が決まってない建物につきましては、直ちにはいきませんが、速やかな形で維持管理費といいますか、電気でありますとか水道でありますとか、そのようなものについては停止していきたいというように考えております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 どちらなんですか。課長が言っている、直ちにとというのは難しいと。いつごろにどうする予定なんでしょうか。

○柏木 剛委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） いつごろというのは決まってございません。今、部長が申しました、原則として、閉庁して直ちに供給を、電気なりをとめるような手続に向かって進めていくというふうな形でございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 およそどれぐらいというもくろみをしとるんでしょう。予算をつくっていく上で必要ですよ。維持管理費の予算、出していかなあかんわけでしょう。どれぐらいというふうに期間を置いてるわけですか。それとまた、大体の予算の見通しですね。

○柏木 剛委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） まだ予算の、どのぐらいの時期を置くかというのは、決めてございません。

以上です。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから、先ほど、断言的に2,000万円無駄になるとか助かるとかいう話もあったわけですが、そのあたりがちょっとよくわからない話ですね。そういうふうなら結構です。

そしたら、この年額1億3,912万というのは、当初の設計、住民説明会で示された数字と同じなんですね。

○柏木 剛委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） さようございます。

○柏木 剛委員長 よろしいですか。

この件について、どうでしょうか。ほかに質疑ございませんでしたら、質疑を終結したいと思います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○柏木 剛委員長 よろしいでしょうか。

じゃあ、質疑を終結します。

これより、委員間討議を行います。

御意見はございませんか。

久米委員。

○久米啓右委員 先ほどの質疑でも言うたんですが、随意契約に変更するのは適切ではないのではないかという意見の委員さんと、あと、開庁時期にこだわらなくても、こだわる理由は何でかということ、逆を言えば、こだわらなくてゆっくりと施工していただければいいんじゃないかという考えの意見の委員さん等もおられます。開庁時期については、私もそんなにこだわる時期はないのかなと。

僕の考えとしては、随意契約に切りかえたことと開庁時期の問題は切り離して、僕は考えてます。ですから、随意契約に切りかえて27年4月に開庁すること自体は、僕は、執行部は正しい判断ではないかと思えます。分庁舎のままで、先ほども言いましたが、遅らすと、最低2カ月ということですけども、もし、2カ月遅らせますと、それに附随して開庁時期も、単純に言えば2カ月ですけども、安全サイドで見れば3カ月、4カ月になるということなので。私は随意契約に切りかえること自体は、切りかえたことについて、執行

部に何か意図があったというふうなことはないのかなと。逆に、市民の利益という判断をもってしたということで、それは正しい判断ではなかったのかなと思います。

○柏木 剛委員長 いかがでしょうか。
北村委員。

○北村利夫委員 私は、開庁時期云々という話やってんけども、僕はこの庁舎の問題については、そもそも論、いわゆる、住民投票から始めてくださいよという一連の流れですと来てますので。庁舎を建てる、建てへんということよりも、私はやっぱり、それにまだこだわってるという部分があるので、これについては賛成しかねるというふうに思っています。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 随意契約というのが本当に緊急時に、本当にまれになるものであるんだろうと、非常に緊急性の高いという。今の説明からしたときに、コスト面、それから市民としても分庁舎に対するこの考え方、市民交流センター、実証段階とはいいいながらも、やはり分庁舎と比較した場合の実証というのか、これはまだ出てきてない点もあると思うんですね。やはり分庁舎があったほうがいいというような、こんな考え方も非常に住民の中には根強くあって、新庁舎などは本当に必要なのかというそもそもの議論というのは、まだまだ残っているように思います。コスト面からいっても、今の話で言えば、目に見えるような、移行期にあっては、1カ月、2カ月の問題というのは同時並行として存在するというような印象ですので、大きくその効果というのではないかと。ずらしたことによって、そのロスが大きく発生するというような状況ではないかに今、見受けました。

むしろ、こうした随意契約ということが頻繁に行われるような、こういう流れになってはいけないというような思いもありまして、やはり、原則どおりにすべきものではなかったのかと。そして、随意契約にしていく一番の始まりは、どうしても4月開庁ということへのこだわりからされたというふうにしか理解ができませんので。やはり、この随意契約には大きな問題が残ってるというふうに評価をいたします。

○柏木 剛委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 先ほどもいろいろと聞かせていただいて、不落の場合の随契に関して法的には何も問題はないということでしたし、逆に言うと僕は、その新年度、4月から新年度になるということで、きちっとした体制ができて進む、橋本次長を前にして、らん・

らんバスのこととか、そういうを言うのはあんまりええことかわかりませんが、やっぱり、新庁舎ができたならん・らんバス等の、そういう運行経路とかもしっかりと進んで組んでいかんとあかんというような状況もいろいろ出てくると思いますので、そういう点でやっぱり、新年度に向けて新しい庁舎で、そこからスタートというのは別に、何もおかしくはないと思いますので。できたら、この期間内でしっかりと、不手際のない工事をしていただいて、新年度から、27年の4月から新庁舎でという流れになれば一番ええかなという思いでおります。

以上です。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 これは、こだわらんでということなんですが、市民説明会において新庁舎の説明をしておりますし、そのときに開庁時期までスケジュールを組んで、市民に説明をしているという、執行部側の責任もあるかと思うんですね。新庁舎が必要かどうかという議論は、もう既に済んでますし、この場で我々も取り上げるべき問題じゃないんですけども、やはり、執行部が市民に説明してきた責任というの、やはり重要なポイントではないかなと思います。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから、こだわる余り、先ほど熊田委員もおっしゃったように、人形会館の例じゃないですけども、何がどう転ぶかわかりませんが、無理な工事があったり、そういうことの心配もあるので。事と次第によれば、4月にこだわらんでもええんじゃないのかなと。やっぱり、しっかりとした工事をしていただくということが大事じゃないかなというふうに思います。

○柏木 剛委員長 北村委員。

○北村利夫委員 私も、言うことは一緒ですわ。無理な工事して、いわゆる・・・になるよりは、ある程度余裕を持ってやってもらええんと違うかということです。

○柏木 剛委員長 多分、今回の契約締結については、それを否定する意見、賛成する意見、両方ともあります。いずれにしても、ただ、それはもう委員間討議ですので。それは合意を見出さなくてもいいとは思いますが。

いずれにしても、ただ、無理な工事とか、しっかりと進めてほしいということでは一致

しているとは思いました。

それでは、この辺で委員間討議を終わってよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 それでは、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第60号、新庁舎建設工事請負契約の締結について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○柏木 剛委員長 挙手多数であります。
よって、議案第60号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
以上で、本日予定しておりました案件の審査は終了しました。
お諮りします。
本会議における委員長報告について、どのようにしたらいいでしょうか。

(「委員長・副委員長に一任」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 それでは、委員長・副委員長に一任ということでさせていただきます。
それでは、閉会の挨拶を、廣内副委員長、お願いします。

○廣内孝次副委員長 慎重審議、ありがとうございました。また、執行部に対しましては適切な答弁、ありがとうございました。
これで、総務常任委員会を閉会いたします。

(閉会 午前11時20分)

総務常任委員会会議録

日 時 平成25年 9月13日
午前10時00分 開会
午前11時54分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（6名）

委 員 長	柏 木 剛
副 委 員 長	廣 内 孝 次
委 員	熊 田 司
委 員	北 村 利 夫
委 員	蛭 子 智 彦
委 員	久 米 啓 右
議 長	森 上 祐 治

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	高 川 欣 士
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也
書 記	斉 藤 浩 平

説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 田 勝 久
副 市 長	川 野 四 朗
市長公室長	土 井 本 環
総務部長兼選挙 管理委員会書記長	入 谷 修 司
財 務 部 長	細 川 貴 弘
市 民 生 活 部 長	小 坂 利 夫

健康福祉部長	藤本政春
産業振興部長	岸上敏之
農業振興部長	神田拓治
都市整備部長	山崎昌広
教育部長	太田孝次
市長公室次長兼新庁舎 建設推進事務局長	橋本浩嗣
財務部次長兼財政課長	神代充広
会計管理者 次長兼会計課長	馬部総一郎
次長兼監査委員 事務局局長	大瀬久
市長公室課長	喜田憲和
総務部総務課長	佃信夫

II. 会議に付した事件

- 1. 付託案件…………… 3 2
 - ① 議案第 5 6 号 平成 2 5 年度南あわじ市一般会計補正予算（第 4 号）…………… 3 2
- 2. 閉会中の所管事務調査の申し出について…………… 6 4
- 3. その他…………… 6 5

III. 会議録

総務常任委員会

平成25年 9月13日(金)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午前11時54分)

○柏木 剛委員長 おはようございます。

9月も中ごろ、中旬を迎えましたが、まだまだ残暑が続いております。いろいろと、農作業も含め、忙しく、慌しくなってきました。

そんな中なんですけど、今日は総務常任委員会、審査を付託されましたのは、補正予算1件でございます。十分な審査を期待しまして、委員長からの挨拶とします。

それでは執行部のほう、御挨拶をお願いします。

市長。

○市長(中田勝久) おはようございます。

先日は、決算審査特別委員会、先生方には大変御苦労さんでございました。3日でやってくれたんで、私もちっと体が楽になりました。きょうは総務常任委員会、付託を申し上げております、今、委員長から御案内がありました議案第56号でございます。どうぞ、慎重審議、適正な御決定をお願いいたしたいと思います。

この後、ちょっと交通の対策委員会、今、南あわじ市が特に、死亡事故6名ということで緊急事態になっておりまして、その会を持つことになっております。中座いたしますが、よろしくをお願いいたします。

1. 付託案件

① 議案第56号 平成25年度南あわじ市一般会計補正予算(第4号)について

○柏木 剛委員長 ただいまから、第49回定例会において、当委員会に付託されました議案について審査を行います。

議案の審査に当たり、提案理由の説明についてお諮りします。

付託案件については、本会議において説明を受けておりますので、質疑から行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 異議がございませんので、提案理由の説明は省略します。

では、議案第56号、平成25年度南あわじ市一般会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

なお、教育部より資料を配付しておりますので御確認ください。

それでは、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

北村委員。

○北村利夫委員 14 ページ、商工費。水仙郷の管理費なんですけども、これ、聞き違えていたら勘弁してほしいんですけども、決算委員会の中の質疑で、いわゆるこれ、肥料としてもう執行したというような答弁があったかと思うんですけども。

○柏木 剛委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） 黒岩水仙郷につきましては、6月議会で新しく指定管理者が決定いただいて、今、準備というか、もう既に進めております。それで、ちょうど3月までが前の指定管理者、灘黒岩自治会ということで、3月、4月、実は、4月に、3月に本来、春ごろにいつも肥えやりをしよったわけなんです。それで、今回は、そういう話があって、双方、我々と協議させていただいて、4月の10日に、例年やっておる肥えやりをしたと。

それで、現地の確認につきましては、大変答弁がしどろもどろだったわけなんですけど、5月16日に灘黒岩水仙郷・黒岩自治会と最終の清算の打ち合わせがありまして、その後現地をくまなく一緒に歩いて、ここはこういうふうに行ったというようなことを確認させていただいて、現地確認等、現在してございます。

以上が実態でございます。

○柏木 剛委員長 北村委員。

○北村利夫委員 答弁になってないのと違うの。というのは、いわゆる決算委員会の中で、このとき、この補正についてはもう執行したような答弁があったわけなんですよね。そやから、肥料をやるのは3月、4月や、わからんでもないです。そのときに、いわゆる4月からの予算、なってない、それでいったって、その後なんやけども、先に使うたというのが問題と違うかということなんです。

○柏木 剛委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） それで、この補正前に、既にある黒岩自治会のほうで、もう支払いも済ませてまして、それで、今回、それを黒岩のほうへ支払いさせていただい

て、新たに使用料として七十ちょっとの使用料をいただく、そういう形をとらせていただいております。

○柏木 剛委員長 北村委員。

○北村利夫委員 わからへんけど。使うたんか、使うてないんかよ。

○柏木 剛委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） もう既に使っております。

○柏木 剛委員長 北村委員。

○北村利夫委員 というのは、予算の裏づけなしに使ったということですね。
終わっておきます。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 15ページの人形会館の改修工事費についてですけれども、今、資料をいただきました。これは今回直すべき点ということになっておろうかと思うんですけれども、例えばこれ、福祉のまちづくり条例に違反している箇所全てをチェックしたというふうに理解していいんでしょうか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 福祉のまちづくり条例に合致しとるかどうか、これについては9月の当初の初日にもお答えしたとおり、県のほうと我々と現地を確認をして、そして指摘のあった時点についてこのように挙げさせていただきました。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この指摘は文書で行われているんですか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 当日はこちらのほうが図面等を持って行って、箇所等を、ここ、ここというふうな感じで御指摘があつて、その部分をこちらでまとめて、それできょうの、この内容になっております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 すると、その県から文書での指摘をもらってるわけじゃないと。現地確認をして、1カ所1カ所、チェックをしてもらったものを挙げているということですけども、それやったら、抜けてたり漏れてたりすることはないですか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） それに関しては、再度、県庁のほうにも文書を、ここ、ここということで連絡をとり合っておりますので、そういうことはないと思っております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 すると、県のほうにこの箇所づけのものと、どのように変えるかというこの書類は出していると、それについて了解という返事が来てるということですか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 県とのやりとりの中で、今後、具体的に設計なりをしていただいて、そして、最終的に結論というふうな感じになろうかと思うんですが、今のところはこれでやっていくということで了解を得ておるものと思っております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 思ってるのはいいんですけども、また追加みたいなことにならんようにしてほしいんですよ。だから、まず、その県と協議をして、書類を出して、了解ですという、一応お墨つきはもらっておいてほしいと。それもないと、ちょっと安心感がないんですよ。そのお墨つきは来ないんですか、来るんですか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） やりとりの中で、最終、最後までまちづくり条例に合致しておるかどうかということについては、十二分にやっていますので、そういうふうな感じで進めていきたいと思えます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、まだ出てくる可能性もあるということですね。まだお墨つきがないということは、追加がある可能性もあると、否定できないということになりますね。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 現時点では、ないかと思えます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それはもう、思っただけで、これ、見逃してきて、気がつかなんだということになって、例えば、車椅子の動線というような問題は解決していますか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 車椅子については、エレベーターを使って入場していただくというふうにしております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それで、その動線は確保されている、例えばこの入り口のところなんか、手すりをつけていくと何か狭い感じもしておるんですね。車椅子の動線に必要な幅というのは何メートルですか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 幅についてははっきりと認識しておりませんが、1メートル40以上とか、20以上とか、どちらかと思っております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 このくびれているような細いところも大丈夫、あと、客席についても大丈夫なんですね。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 車椅子で一度通れるかどうかということを確認したところ、客席までは通れるというふうに思います。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうであれば、動線が確保されていると、その他についても福祉のまちづくり条例に照らして、これ以上のものはないということで理解をしておきます。
私のほうからはそれで終わります。

○柏木 剛委員長 北村委員。

○北村利夫委員 P L法ってどんな法律でしたか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） P L法につきましては、製造物責任法というふうに聞いております。

○柏木 剛委員長 北村委員。

○北村利夫委員 今のこの、いわゆる工事なんですけども、それには全然該当しませんか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） これも、県のほうに確認した時点では、製造物責任法、結局はエレベーターであったり、そういった製造物、不動産ではないと、動産のものというふ

うな解釈というふうに思われますというような返事だったので、例えば、こんもりした亀の甲のようなものについては、動産ではないという、製造物の、ここで言う製造物に該当しないのではないかなというような返事はもろうてます。

○柏木 剛委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いわゆる構築物という概念じゃないんですか、この人形会館というのは。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 構築物であります、製造物責任法における、結局、人形会館のエレベーターとか自動ドアとか、そういったものは該当するかどうかと思うんですが、今、先ほど言いました亀の甲の部分については、それには該当しないのではないんですかというような返事はもろうてます。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。
廣内副委員長。

○廣内孝次副委員長 ちょっと関連で、細かく聞きたいと思います。
この改修箇所に関しまして、これ、手直し工事なのか、新設工事なのか、その点をお尋ねします。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 手直しの部分も多いかと思えます。

○柏木 剛委員長 廣内副委員長。

○廣内孝次副委員長 手直し工事であれば、これ当然、工事をされた方に責任を問うのが普通じゃないかと思うんですけれども。それは、僕なんか以前、一般質問でも大分言いましたけれども、PL法の絡みも言いましたし、言うたんやけども、その旨は、設計者、施工会社にはちゃんと話をしとるんかどうか、ちょっとお尋ねします。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 先ほど言いましたとおり、設計士、そして我々、県庁の職員等で話し合いの機会を持ちました。そんな中で、この前にも言いましたとおり、県庁のほうから設計士のほうに対して、こういうふうなまちづくり条例はこういうものであるというようなことを言うておりましたし、我々もそうしたまちづくり条例についての詳細について御教授を願ったというような感じを持っております。

○柏木 剛委員長 廣内副委員長。

○廣内孝次副委員長 これ、設計されて、人形会館確認申請時は、これ、市の管轄で兵庫県の福祉のまちづくり条例をチェックするという、確かそういうようになっておったと思うんですけども。昨年の4月以降は県が確認するという話になっておるわけなんですけども、これ当然、県も検査されたと思うんですね、県民局。そやから、そのときに何で指摘がなかったのかというのもちょっと不思議に思いますし。それと当然、設計された方もこれ、当然わかっておって設計せんといかんことをできてないと。それと、管理するのに地元のある設計事務所を使っていたと、その人も全くそういうことは触れなかったと。その人も、今度はまちづくり、庁舎の件もかかわっている方だと聞いておるんですけども、そこら、全体的にチェックされる人間が多い中で、今まで何でこう、そういう話が出てこなかったのか、ちょっと不思議に思うんですけども。

僕なんか指摘したのは、できてすぐ、去年の7月でしたか、9月かな、一般質問でやらせてもらったのは。そやから、それから1年たって、いろいろな手続云々あったのかもわかりませんが、これ、非常にやっぱり危険なことが多いわけですね。そやから、その点に関してどれだけ設計者、それと施工会社が詰められたのか、ちょっとそこらを聞きたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） その件に関しては、去年8月の8日にグランドオープンしてそれ以降、議会の先生方とか多方面から安全面についての配慮が少し欠けているというような御指摘を受けました。その後において、我々も設計士等とも十二分に協議を重ねてきたと、その中で、その都度都度、直すところは直していこうということでやってきたわけなんですけど、やはり、3月議会でしたか、その後において、やはり原点に立ち返って、一から見直すというような気持ちになりまして、それで、県庁に相談をして、そして、県の人に来て、具体的に指摘があったと。そうしたことにおいて、やはり我々も真摯に受けとめて、改善をしていくというような方向で、このきょうの改善の要綱というか、項目にな

っております。

○柏木 剛委員長 廣内副委員長。

○廣内孝次副委員長 これはあくまで条例違反、できたときから条例違反をしとる建物やからね。当然、直すのは当たり前だと思うんですけども。この項目でいけば、私が一般質問で大分聞いたやつで、このスロープ関係、2階の手すりなんか、これ、何で要るんやというような感じがするんですけどね。これはたしか、勾配がそれだけないから、これは要りませんと言い切ったはずですよ、教育部長が、岸上部長が、この2階の手すり。何かオープンしてから、毛布かじゅうたんか何か、壁面にずっとかけておるみっともない姿でずっと1年過ぎておるわけよ。だからその分に関しては、これ、手すり要るのと違うかと、スロープやから手すり要るのと違うかという指摘をしたところ、スロープ、勾配が規定以内やから要りませんと。

ほんで今、上がってきておるわけよ。これなんかでもおかしいと思うわけですよ。これが要らるのであれば、2番目の点字板も要らへんし。そういうような、ずっと関連してくるわけなんですけどね。これはやっぱり、県のほうは要るという話になったんですか、勾配。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） この件に関しては、廣内副委員長さんから御指摘があって、いろんな人に相談をしました。そして、結局は外の通路の扱いと同じような形で、勾配が何分の一以下であれば要りませんよというような返事だったので、我々も要らないというような解釈をしました。これは、誰が言うたというのでなしに、何も、相談をせずに要らないというふうな返事でなくて、相談をした相手のほうがそういうふうに、外の通路と同じ扱いをする、そしたら勾配がこれだけですよ、ということで、それは要らないのと違いますかというような回答であったので、議会等でもそういうふうな答弁をさせていただいたかと思えます。

その後において、県のほうが現地を見て、要するに、福祉施設であれば必ず要るわけなんですけど、この部分は要らないというふうに聞いたんですけど、要らないんですよというふうな確認をしましたところ、これはここにこういうふうに書いてありますので、要するというふうになっておりますというような返事であったので、改めて今回、この項目を追加をさせていただいております。

○柏木 剛委員長 廣内副委員長。

○廣内孝次副委員長 これ、今、誰が要らんという話をしたのか、ちょっとお尋ねをします。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 誰が要らないというような、返事は聞いたので、メモ書きも僕自身もしておるわけなんです、なかなかその、誰がというのはちょっと、今、記憶は定かでない。

○柏木 剛委員長 廣内副委員長。

○廣内孝次副委員長 わかりました。これ、福祉のまちづくり、この条例にひっかかるのと違うかという話をしたときに、たしか、設計者の話では、この建物は該当しませんというような話が、たしか聞いた記憶があるんですけどね。該当するのに何でかなという不思議な感じはしたんやけどね。そやから、当初から当然、これはそうなっとならば当たり前の建物よね、これ。そやから、それが、設計者の知識不足か何か知りませんが、要らんというような勘定でずっと来て、最終的には手直しになっておるんよな。だからちょっと、そこらに関しては、1年も前から言いよることやけども、やっぱり、すごく憤りを感じておるわけですね。

この改修箇所に関して、ちょっと細かく聞いていきます。3番目の、身障者トイレの手すりというのは、これは何ですの。これ、最初についとったのと違いますの。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 身障者の現地を見て、現実には、今現在ついておりません。

○柏木 剛委員長 廣内副委員長。

○廣内孝次副委員長 そんなの、ついとって当たり前やないの、これ。そやから、そこらもこれ、設計ミスやね、はっきり言うて。

この4番目の乾燥機移設も、手すりつけるのに附随しての工事やと思うんですけども、そうですか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 乾燥機移設については、手すりをつけることによって乾燥機を移動しなければ乾燥機を使うことができないということで、移設するという事です。

○柏木 剛委員長 廣内副委員長。

○廣内孝次副委員長 この2階の男子トイレの小便器取りかえ、これは壊して、壊れたから取りかえをするのか、それとも、何らかの原因があつて取りかえをするのか。それをちょっとお尋ねします。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 男子トイレの小便器の取りかえについては、福祉のまちづくり条例の中で、小便器が四つあつたと思うんですが、一つ以上は子供用とか体の小さい人用ということで、35センチ以下のものにせないけないというふうに規定がなつていてるのでございますので、一つを取りかえるということなんです。

○柏木 剛委員長 廣内副委員長。

○廣内孝次副委員長 明らかな設計ミスやな。そしたら、6番目のこのメイン階段手すり追加というのは、これは何ですか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） これについては、最初に、先ほど来言つておりますとおり、亀の甲の状態のところ、7メートル、25メートルを全部取つてしまうと、そして新たに手すりを、階段を設置して手すりを設置するということと、それと、これはメイン、今の階段のところに新たに手すりを。

ちょっと待ってください。

済みません、6番については、今の階段の横に、今、アーチ状の手すりになっておりますので、それに通常の手すりをつけるということなんです。

○柏木 剛委員長 廣内副委員長。

○廣内孝次副委員長 これは最初から手すり子の間が、要するに手すり子という形にな

ってないから、間から子供が落ちるということで、僕が指摘しよったことですが。これは、せやからまちづくり条例は関係ないはずよね。これは基準法のほうやの、恐らく。基準法の違反やの、これ。円形階段に関しては手すり子をつけろという話で、すぐ手直したんやけども、メイン階段のほうは、これ、間がスカスカやから、子供が落ちてけがしたり亡くなったら、これ当然、責任を問われるわけで。するのは別にいいんやけども、これも、そやから当初からわかっとることやと思うわけですね。

7番目、8番目の、この玄関マット取りつけと、鉈はわかるんですけど、このマットはこれ、どういうことですか。鉈じゃないんですか。7番目。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） これについては今、玄関マットがあって、それに鉈を取りつけるという意味です。

○柏木 剛委員長 廣内副委員長。

○廣内孝次副委員長 9番目、蹴込み板取り付け。これは福祉のまちづくり条例やの、そういうことですね。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） そうです。

○柏木 剛委員長 廣内副委員長。

○廣内孝次副委員長 10番目の、側板または立ち上がりの設置という、やっぱりこれは基準法の関係かな。詳しいのはわからんとは思いますが、それは基準法の関係やと思います。

それと、この土盛り部分、亀の甲の部分ですね、これは総額で金額、どれぐらいの予算になってますの。大体で結構ですわ。12番から15番にかけてですわ、大体の概算の予算で。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 350万円から300万円ぐらいです。

○柏木 剛委員長 廣内副委員長。

○廣内孝次副委員長 どういうような形態を考えておられるのか、ちょっと。もう簡単にでよろしいですから。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 亀の甲、先ほど言いました9メートル、25メートルですか、全部を取って。ただ、今の階段の一番下のところに基礎があります。そこはやはり、踊り場として残します。それから、階段を六、七段つけてつなげるというような感じですか、以上です。

○柏木 剛委員長 廣内副委員長。

○廣内孝次副委員長 これは、亀の甲になっとるんやから、取らんと階段をつけるという方法は、これ、できないんですか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） これについてはやはり、入場者が高齢者の方が多いとか、一時避難施設とかそうしたこともありますし、今の状態で手すりをつけて、階段をつけるということについては、やはり今、横にも手すりを設置しなければいけない、正面からも手すりを設置しなければいけない、そういうふうになりますと、間から入ってくるものについては鎖とか進入禁止にしなければいけないとか、いろいろ考えていきますと、なかなかすっきりとしたような形にもなりませんし、やはり安全とかいろんなことを考えますと、やはり全部取ってしもうて、新たに新設の階段を設置する、そういうことがやはり今、入場者の方々、避難施設というような感じを持ちますと、一番それが有効であるというふうに感じております。

○柏木 剛委員長 廣内副委員長。

○廣内孝次副委員長 手すりの下をくぐるとか、そういうのはこれ、福祉のまちづくり条例じゃ、余り手すり子の話は出てこないと思うんですわ。手すりの高さに関しては75から85の間だったかな、あるんですけども、それ以外は、くぐって云々というのは、案

外と言われへんのと違うかなと思うんですわ。これは、県の担当の方がどういうふうな判断をしたのか知らんけども。ちょっとこれは、過剰設計というか過剰指導やの。恐らくそない思うんですわ。

今、こう斜めになつとるところに階段をつけていくという勘定でいけば、階段の踏み面は広いものになるし、恐らく手すりをつけたとしても、その辺、余りおかしいような形にはならんとは思うんやけどね。そやから、そこらで僕なんか、金額がもっと安くなるのと違うかなというような感じがするんですけども。そのような検討は全然されてないんですか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） ずっと、御指摘のあったときから、そのことは考えてきました。その中で、やはりいろいろと正面玄関ですの進入禁止にしてバリケードなんかをする方法とか、正面だけ手すりをつける方法とか、いろんなことを今までずっと内部でも検討を重ねてまいりました。そうした中で、やはりお客さんの立場とか、住民の立場とか、避難所としての立場を考えますと、やはりこうした亀の甲の状態のところを全部取り計らって、そして誰もが安全で安心に入場できるようなことが一番ベターだなという、一番よい方法だなということで、検討の結果、十二分に検討させていただいたんですが、そのような結果になりました。

○柏木 剛委員長 廣内副委員長。

○廣内孝次副委員長 再度検討していただきたいと思います。見に来られた方も完全に知識を持っておられる方か、そうでないのかようわかりません、この話を聞きよったら。何でか言いますと、先ほど、蛭子委員が言った車椅子のスペース、これ、客席部分に車椅子スペースをとらんといかんはずなんですよ、福祉のまちづくりでいけば。それと、駐車場のほうからエレベーターまで、これ、敷地内通路というんですけど、やっぱり点字ブロックがずっと要るんじゃないかと思うんです。駐車場のほうから、また、淡路交通のほうの入り口のところから。そこらもこれ、恐らく、敷地内通路という考えでいけば要るんじゃないかと思います。

そしたら、十分、そこら検討していただきたいんですけども、基準法の関連で、この屋上へ上がる階段、下から、1階からずっと階段がついておる階段、この手すりがたしかなかったと思うんですけども、これ、基準法で言えば手すりが要るんじゃないかと思うんですけど、そこらは何も聞いておりませんか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 最初に言われた誘導板の設置については、この図面にも掲げてありますが、16、17で、歩道から設置をする予定であります。それと、先ほど来、屋上への手すりの設置、それについては、3階から屋上に上がる場所についてはついてあるかと思うんですが、2階とかの裏階段の手すりがないということだと思んですが、その分については、県のほうにも質問しております。これは要ると違うかということ質問しましたが、要るというはっきりとした答えでございましたので、そこらあたりは最終的には再度検討を十二分に、まちづくり課とか県のほうと相談の上で結論を出していきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○柏木 剛委員長 廣内副委員長。

○廣内孝次副委員長 あくまで手直し工事で直すのであれば、これ当然、業者、設計者が当然責任を問われて当たり前やと思ひますけどね。何かそこら、最終的に支払いが、お金の請求ができないような感じになつたとしても、これ当然、こういうことがあつてこれだけの金額がかかるんやと、おたくら、どない思ひんやという責任、やっぱり責任を一遍追及せんといかんのと違うかなと思ひますわ。やりっ放しで逃げられて、市民の税金を使うて直すやいう、ほんまに一番おかしいと思ひんよね。そやから、そういうようなことを今まで一遍もやってないと思ひんやけども、これ、ちょっとはっきり、県も交えて一遍話をしてもらえませんか。いかがですか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 御指摘のあつた点で、設計士とか業者とか、そうした人たちに対して責任問題とかそうしたことを、県とか法律相談とかそうしたところで一度確認をしていきたいと、そのように思ひます。

○柏木 剛委員長 廣内副委員長。

○廣内孝次副委員長 やりっ放しでやられて、それで市民の税金で手直しするというのは、僕なんか納得できへんのやな。だから、小島議員の質問で設計料は責任とってもらえというような話がございましたけれども、僕なんかでも同じ気持ちですわ。だからこれ、やりっ放しでそのままにされてもちょっと弱ると思ひんやけどね。そやから、何らかの答弁、これ、知識不足でこうなつとるんやろうけども、どんな有名な建築家であろうが、や

っぱり最低限の法律に合わすのは、これは最低の仕事やからね。

そやから、そこらを重々、県とも相談して、県の間人もこれ、チェックミスやからね。そやから、そこらも十分踏まえた中ではっきりしてほしいんよね。これが今後の工事もろもろに対しての姿勢にもつながっていくとは思うので。その点を強調して、このあたりで終わっておきます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっと今、答弁で確認したいんですけども、裏階段の手すりはまだ答えが出てないけれども、今後もまちづくり課などと連携、検討して詰めたいというような話、今、答弁されましたか、部長。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 県のほうは、常時使わないから要らないというような返事だったので、再度、廣内副委員長さんからそういうふうに言われましたので、やはり、もう一度確認をしたいと思います。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それから、車椅子の動線についても指摘をされまして、これも相談し検討するということを今、おっしゃいましたか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 車椅子の客席での場所という話だったと思うんですが、今、固定式の椅子ですので、取れるようにするとか、そうした形に持っていければなというふうに思っております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうすると、先ほど、私の問いかけに対しては全て適合していると思うということとは、答えが違ってますね。そうすると、さっきの私のほうへの答弁は撤回するということですか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 撤回するとかそういうものでなしに、県のほうの指摘のあったことについて、こちらのほうでメモ書きをしてこういうところは訂正してくださいよということに対して、きょう、この一覧表で示したとおりでございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 私が聞いたのは、もうこれ以上はないんですかと聞いたんですよ。そしたら、ないという答えやったんですけども、今の話であれば、まだ幾つか、詰めて確認しないといけない点があるということですね。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 訂正箇所を、廣内副委員長さんのほうから御指摘のあった点については、再度こちらのほうで検討します。そして、今までの答弁した内容については、蛭子委員さんの答弁については、この一覧表ですよということで答弁をさせていただきました。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いやいや、違うのよ。そういうことを言いはるんじゃない。この一覧表は出てるけれども、これ以外にないのか、疑問の残る点はないのか、直すべき点はないのかということ聞いたところ、もうないという答えだったんですけども、議論の中でやはりそういうこともあるということが出てきたわけですから、全て適合しているということについては修正をするなり、訂正をするなりしていただかないと、矛盾しますよ。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 今、現時点でそういった指摘がございましたので、最初、答弁した内容と若干違っていたということで、おわび申し上げます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 福祉のまちづくり条例については県の担当も、これは十分理解してい

ないような面もあるように、今の話では、やりとりを聞いておると、そういうまだ習熟されていないようなものというような印象もありますからね。これはよく勉強をお互いしていないといけない面やと思うんですね。これは、何回か担当なりでも勉強して、最後まで詰めて、つかんでおるわけですか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 担当というのは、こちらの担当ということですか。先ほど来言ってますとおり、県庁にも行った、県庁からも来た、そしてメール等で随時細かくやりとりをしているというような状況です。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは手元に置いて、最初の1行目から最後の1行目までしっかり読んで、数字的にもちゃんとつかんでおるということですね。福祉のまちづくり条例の内容について、ちゃんとつかんでいるということですね。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） こちらのほうも、そうした県の指摘等を十二分に勉強しながら把握に努めております。今後におきましても福祉のまちづくり条例に合うような施設にしていきたいと、そのように思います。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 部長のところには福祉のまちづくり条例の全部があるわけですね。図面も含めて。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 福祉のまちづくり条例については、管轄が今まで都市計画課でございましたので、平成23年の7月着工の分から建築確認と同じところで見るというふうに改正をされております。ちょうど人形会館については平成23年2月の着工でございましたので、前のところで都市計画課のほうに書類はございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 僕は、その部分をしっかり読んで、現状と照らすということを担当部署としてしてるかどうかということをお尋ねしますが。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） もちろん、全部、福祉のまちづくり条例の図面とかそうした記載図みたいなものはコピーをして、担当も私も持っております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 持っておって、それはもう精通をしておると、読んでおると、理解しとるということですね。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） そのように努めておりますので、十二分に把握しとるのか、全てを把握しとるのかと言われれば、少しつらい面もあるんですが、手すりとかその分については、十二分に把握しておりますので、今後、直す分については県としっかりと見ていきたいと思っております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それは我々ももう一度勉強し直す必要もあるのかなと思っておりますので、また、必要な資料があれば問い合わせにも行きたいと思っておるんですけども。それと、もう一点気になるのは、この工事の監理をされておった業者と、それから新庁舎建設の監理をする業者と、同じ業者が入っておるといふうに、今、聞いたんですけども、それは間違いないですか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 設計監理の監理ということですか。監理のほうは遠藤設計事務所で、そしてその、例えば電気業者はどこどこ、セメントとかそういった感じの監理についてはどこどこというふうな監理になっていたかと思えます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 現場の施工監理業者は遠藤建築設計事務所の方が全部やったと、他の業者が入っていないということではなくて。他の業者も入っておるわけですか。どのような業者が施工監理なり現場確認の監理なりをしておったんですか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 記憶では、コンクリの検査とかそういったものについては・・・さんが入っていたかと認識しています。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それで、この・・・さんは新庁舎のほうにもかかわりを持っておるわけですか。

○柏木 剛委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣）
.....です。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、ちょっと問題があるのかなというふうに思うんですけども。つまり、現場確認なりなんなりで、一定のかかわりを持った業者が大きなミスをしているとして、その方が今度新庁舎のほうにもかかわりを持ってくるということは、やはり少し、問題が残る印象を受けるんですね。今、廣内副委員長もいろいろ指摘を、厳しい指摘をされてましたけれども、この工程、工事の建築の工程の監理であったり設計監理であったり施工業者であったりという方が何の責任感も持たないという中で、今度、非常に重要な新庁舎建設についても同様に入ってくるということが、果たして理解が得られるかどうか、大きな疑問を持つというふうに思います。その点、いかがお考えですか。

○柏木 剛委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 人形会館の施工監理に当たって、その方がどういう立場だったかというのはちょっと私どもはわかりかねてます。今、何かコンクリートというようなお話も、ちょっとちらつとは出てたようですが、いずれにしましても、基本、実施設計をしていただいて、今後、施工監理をその・・・でやっていただくので、しっかりやっていただきたいというふうに思っております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 どのようなかわり方をしておったかということについてはまた、再度調べさせていただきたいと思えますけれども、きつい言葉、逃げるといような言葉もあったわけですが、やはり、この人形会館の工事については手直し工事というものであるということについて、何らの問題追及、責任追及がないということは、やはり認められないことであろうと。

ただ、こうした手直しといいながら、やるべきことはやっぱりやっておかないといけない面もあると思えますので、この工事についてはやはり、速やかにやっていただきたいというふうに思いますが、しかし、それにあてがわれた財源なりについては、やはり施工業者、設計業者、監理業者、それぞれについて、やはりその責任の追及というのはあってしかなるべきだろうというふうに思えます。その点、しっかりととらまえてやっていただきたいと、これは同じような答弁になると思うんですけれども、そういう立場で臨んでいただきたいと思えます。

この点については終わります。

○柏木 剛委員長 暫時休憩します。

再開は午前11時5分とします。

（休憩 午前10時53分）

（再開 午前11時05分）

○柏木 剛委員長 再開します。

先ほどの質疑内容で、一部不適切と思われる部分については、後刻記録を調査の上、委員長においてしかるべく措置することとしたいと思えます。

久米委員。

○久米啓右委員 ちょっと話題をかえるというか。7ページの林業費補助金で、鳥獣被

害防止総合対策事業補助金が約2,000万円弱減額で、本会議の質疑では内示額が減額してこのようになりましたということで、それに伴いまして歳出のほうでも、これ、13ページですか、鳥獣害防止対策協議会整備事業補助金で2,000万円減額。このときの部長の説明は、県と相談して500万円を何とかつけたというようなことです。それにしても、当初3,000万円やったのが半分になつるとということなんで、この辺の影響についてはどないになりますか。

○柏木 剛委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 先ほど、委員さんが説明していただいたとおりなんですけども、当初、延長的には15キロ、国のほうへ要望しておりました。で、3,000万円近い要望をしておったんですけども、内示額が減額されたということで、その分について地元と再調整いたしました。そのときに、当初取りまとめたのが御存じのとおり、25年度当初予算ですので、11月、12月に農家に通知を出して集計しました。実際、このたび減額されて、もう一度再調査しました。中には7キロ、10キロあげておられた地域も事実あったんです。単年度でできますかということと言いますと、実際は無理やよって2キロぐらい単位で3年ぐらいかけてやっても構わんという集落もありましたので、それを精査して、足らずについては県のほうへお願いしてつけていただいたということでございます。

この事業、3年前もこのようなパターンがありまして、当初、国の申請をしておったんですけども減額されたというようなことがあって、そのときに県が対応してくれたと。今回も同じように県が対応してくれた。ということは、現段階におきますと、ある程度の各集落ごとの希望についてはある程度クリアできておるといふふうに思っております。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 地元の再調整で要望を聞いてということで、うまいことできたというように聞いておるんですけども、当初から7キロ、10キロの要望があったときには、その時点で複数年に分割とかいうことで、実質的な予算要求をしたらいいかなと思うんです。7キロ欲しいというのはやっぱり、その農地に鳥獣が侵入してくるといふ面積がかなり広くて早くしたいという要望があるのでそういうふうになってると思うんですよ。ああいうのは、途中で切れたら、回ってきますからね。それと、車の出入りの部分をあけっ放しにしておけば、そこを鹿なんかは通ってくるし。

その再調整の結果、複数年でする集落もできたということなんですけども、もともとの要望のあったところも大体皆、通ったんですかね、この今回の予算で。

○柏木 剛委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 去年の12月に取りまとめた集落については、ある程度クリアできております。また、26年度も事業がありますので、それについては、残った事業については随時、それも地元の要望については了解を得ております。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 鳥獣害の防止は、決算のときも言われてましたね、課長が。防護柵と捕殺という、その2点ですとか言うったんですけれども、里に出てこない方策というのは、あんまり考えられないんですかね。山にえさをという考え方です。

○柏木 剛委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 鳥獣害の、決算委員会でもいろいろ質問があったんですけども、根本的に行政のほうも鳥獣害について3年前から本格的に力を入れております。被害額を見ますと、大体、四、五千万円で被害額が推移しておったんですけども、ことしで4年目になるんですけども、23年度に4,000万円ぐらいの被害額。決算委員会にも出たと思うんですけども、24年度で大体2,600万円の被害額。やっぱりこの効果が、鹿に対しては1,000頭から、イノシシについても1,000頭から個体の捕獲をしております。防護柵も、取りかかってから150キロぐらい実施しております、延べですよ。その効果が出てきて、被害額はある程度このときに来て減少してきたと。

ただし、よく言われるのは、被害を受けている範囲が広まったとよく言われます。だから、集落で、自分らの集落で防護したところはある程度軽減されておると。無防備なところへやっぱり、鹿もイノシシも無防備なところへ出てきやすくなってきたということで、範囲が広がってきとるという傾向があります。だから、これを続けていけばある程度、被害額も減少していくのではないかなというふうに推移されると思います。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 わかりました。引き続きよろしく申し上げます。
終わります。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。

熊田委員。

○熊田 司委員 9 ページのところで、負担金。再生可能エネルギー先進地調査交流事業負担金というのがあるんですが、これ、どういうことに使ってるんですか。

○柏木 剛委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） あわじ環境未来島構想の中で、海外との連携事業がありまして、今年、デンマークのボーンホルム島を中心とした視察研修ということで、県民局長を団長として訪問する経費でございます。

○柏木 剛委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 これは、市からは何名ぐらい参加する予定ですか。

○柏木 剛委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 今、調整中ではありますが、1名参加の予定でございます。

○柏木 剛委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 これは、その担当課でいうと市長公室から行くということになるんですか。

○柏木 剛委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 今のところ、最終調整をしておりますが、当初、市長会長である市長ということで予定をしておりましたが、今、いろんな調整の中で、教育長で最終調整をさせていただいております。

○柏木 剛委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 その教育長が行くというのはどういう根拠で行かれる、要するに、市の幹部でなければならないということなんですか。

○柏木 剛委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 県民局長を団長として3市の三役を中心としたメンバーで行くように調整に入っております。その中で、といいますのは、ボーンホルム市と友好交流に向けた協議について、ことし2月に県の方が中心に覚書を締結しております。今回訪問することによって、正式に友好交流の覚書を締結するというのも大きな目的になっておりますし、また、ボーンホルム島につきましては、今、あわじ環境未来島構想で進めようとしておりますエネルギーの持続の部分で、世界的に先進事例であるということで、それを学び、淡路島にいろんな施策を導入しようという視察で、そういう幹部の要請が県のほうから来ております。

○柏木 剛委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そういう要請かもわかりませんが、何か目的と内容がちょっと違うような感じがするんですが。

○柏木 剛委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 教育委員会部局の教育長さんであります、やはり環境学習あるいはそれを基本とした将来への準備というものも含めまして、重要な位置づけを教育の中で占めております。といいますのは、デンマークは1985年に国会で原子力導入の断念をされました。反原発80%の決議であったわけなんですけれども、それを受けてデンマークが世界的に先進事例として周知をされております。それを学ぶということで重要視をさせていただいて、県のほうからの要請も来ております。
以上です。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。
廣内副委員長。

○廣内孝次副委員長 14ページの消防費、津波避難路カラー舗装工事ですけれども、これ、内容についてちょっとお伺いしたいと思います。

○柏木 剛委員長 総務部長。

○総務部長（入谷修司） この1,000万につきましては、沼島、それから阿万、湊

における避難路のカラー塗装、LED、ポイントライト設置、それから太陽光による街路灯の設置を予定いたしております。

○柏木 剛委員長 廣内副委員長。

○廣内孝次副委員長 これ、全て1,000万でいけるんですか。

○柏木 剛委員長 総務部長。

○総務部長（入谷修司） これにつきましては、地元調整を行うという予定でございますが、基本的には避難路は完成された場所で、特に福良あたりはもう、緑色のそういったカラー塗装なりLED、ポイントライトをつけておるんですが、そういった沼島なり阿万につきましては、そこらができておりませんので、既に避難路としてセメント舗装等が完了した部分についてそうした工事を行うというものでございます。

○柏木 剛委員長 廣内副委員長。

○廣内孝次副委員長 これ、そうしたら、年度をかけてずっとやっていく予定ですね。

○柏木 剛委員長 総務部長。

○総務部長（入谷修司） 避難路整備につきましては、ずっと合併以来、特に東日本大震災が起こってから、特に大津波には逃げていただくという中で整備を進めてきておりますし、今まで決算にも出てございますが、何ぼかずつ、ずっと整備をしていっておりますし、特に地元の要望も受けまして、こういった整備は継続的に行っていくというふうな予定でございます。

○柏木 剛委員長 廣内副委員長。

○廣内孝次副委員長 街路灯を太陽光で発電してLEDで照明すると、この工事が特にやはりスピードが、なるべく早くする必要があると思うんですけれども。カラー舗装については多少おくれようがどうしても、余り問題はないかなという気はするんですけれども、やはり街路灯に関しては、これ、夜中にやはり地震がいきましたら、絶対必要ですので、その点、特に急いでいただきたいと思います。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 津波の避難路の問題なんですけども、これはこれとして進めていただきたいということですが、以前も聞きました県の津波想定、これ、9月中に必ず出るという返事は出てるんですかね。

○柏木 剛委員長 総務部長。

○総務部長（入谷修司） 補正予算には直接関係ございませんが、そのように、必ずというような保証はございません。2月に出ると言っておって、初夏に出るというものが8月に出るということになって、今はもう9月に出るということの中で、県のほうからそういった確認はしておるところでございますし、県が出すものでございますので、こちらは必ず出るかどうかということに対しましては、ちょっと答弁しかねるところでございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 9月に出るといふうに情報を伝えてきているのは誰ですか。

○柏木 剛委員長 総務部長。

○総務部長（入谷修司） 兵庫県の担当部局並びに淡路県民局土木事務所長からも、そういった話は確認いたしております。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。
熊田委員。

○熊田 司委員 余り、今まで自分で担当した分野でないのでちょっと教えていただきたいんですが、この10ページ、安心生活基盤事業、安心生活基盤構築事業委託料2,000万とありますが、これはどこへ払ってるんですか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） これにつきましては9月補正で初めて上程させていただいております。社会福祉協議会のほうに委託をしてこの事業を実施するものでございませ

て、国の補助金が10分の10というようなところで、これに取り組もうというところ
でございます。

○柏木 剛委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 内容的にはどういうことをするようになっているんですか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 社会福祉協議会というのはいろいろな地域福祉の増進の
ための事業をやっております。今回のこの安心生活基盤構築事業ですけれども、その目的
というようなことでちょっと説明させていただきますと、住民参加による地域づくりを通
じて誰もが安心して生活できる地域基盤を構築するための事業というようなところで、孤
立防止のための地域の実態把握の支援と、それから、地域参加を促進する居場所づくり、
また見守り生活支援、相談支援や権利擁護推進等の福祉関連事業を総合的に実施すると、
こういうふうな目的のある事業でございます。

○柏木 剛委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 となると、これ、内容的にかなりの人が要るような事業かなと思うた
りするんですが、これだけの費用で賄えるんですか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） この事業の実施についてはいろいろな分野で事業の内容
等がございます。この2,000万といたしますと、一応、国のほうで示されておる事業費
の基準額というようなところで、今からの9月補正で可決をいただきまして、これを実施
するとなれば、やはりもう半分過ぎておりますので、ちょっとこの額を満額ということに
はならないと思います。

そうして、ある程度実績としましてはこれより下がってくるだろうというところござ
いますけれども、冒頭でも言いましたように、社会福祉協議会というのは地域住民のため
に、地域福祉の増進にいろいろ事業を展開しております。ですから、それをより質の高い
充実したものにするべくこういう事業に取り組んでいこうというところございまして、
人の、やはりマンパワーが一番の部分でございますので、やはりそれについてはそれなり
の人の雇用といいますか、その手だてはするものと思っております。

○柏木 剛委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そういう人の人件費等もこの中から出てくるんですか。それとも、またこれからある程度すると国のほうでそういう予算もついてくるんですか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） この事業内容についての主なものは基本的には人件費が大部分になってこようかと思っております。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今、地域できずなの会の活動ってやってますよね。知らんかな。これは、市のほうからも、健康福祉部からも来ておると思うんですけども。老人会、婦人会などが中心になって、たしか市からも何ほか、月に3,000円か4,000円か予算があつてお茶菓子を買って話し合いをしたりというのを、老人会、婦人会が一緒になってやってませんか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 市でやっとなるかということの認識は私は余り今持ってないんですけども、いきいきサロンとかそういう地域で何十カ所かやられとると思いますけれども、それは社会福祉協議会がやはりそういう展開をしておると、そういう部分はあると思います。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今おっしゃった内容と近いものが既にやられてると思うんですよ、これは。だから、せっかくつくるんやったら、2階建てにせんと、そういう活動を支援するということにも使えるというふうに、やったらいいんでないかなというふうに思ったんですけども、いかがですか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 基本事業というようなことで、全て実施しなければいけないという項目がございまして、その中で抜け漏れのない支援の実施事業というふうなことで、ふれあい・いきいきサロンを推進して地域での居場所づくりを進めると、そういうふうな項目がございまして。ですから、今やっておるような部分をもっと充実したものにしておられるんだろうなと思っております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 実際にやっておる方は、去年よりもことは使える予算が、市から来るのが減ったと言っていましたわ。言うとするんですよ、減ったと言っていましたよ。うちらも入ってやるとるけどね。ほんで、お茶菓子とかそんな持ち込みも自分で買ってきてとか、ほんなようなことを言うてました。

ですから、そういう活動の支援、人件費という話だったですけれども、そういう活動をやっていく上で有効活用すれば、せつかく今あるものを大事にしていくという、恐らくこれは東北大震災の後できずなというのが大事だというようなことで、地域としてはそういう名前をつけたんだと思うんですけれども、やっぱりそういうものを大事にしていけば、狙いが達成されていくんでないかというように思いましたので。

○柏木 剛委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 今、おっしゃっていただいたようなところについて、社会福祉協議会なりに十分お話はして、有効な事業の実施ができるように努めていきたいと思っております。

○柏木 剛委員長 ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○柏木 剛委員長 それでは、質疑ございせんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。

御意見ございせんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 人形会館のこの改修手直し工事については一刻も早くやってほしいと、

これは率直な思いです。ただ、やはり指摘がありましたように、設計、施工、監理、それぞれについて事業者としての責任が問われないということについては非常に問題だと、そのことをやはりしっかりとしてもらうために、例えば工事に必要な金額を施工業者あるいはその責任の度合いに応じて設計業者に請求をするという行為をやっていただきたいと、こういう附帯決議のようなものがないかなというふうに思っておるわけですが、いかがでしょうか。

○柏木 剛委員長 廣内副委員長。

○廣内孝次副委員長 私も同じように、やはり責任を感じてもらわんことには、これ、庁舎とか産直施設、大きな事業が続きますので、やはりそこらはもうはっきりとすべきやと思うんです。ですから、何らかの責任をとってもらうような手だてはしておかないと、これ、あと、庁舎に関してもそういう問題が出た場合、同じように流れてしまうんじゃないかと思います。ですから、蛭子委員の意見に全面的に賛成です。

○柏木 剛委員長 どうでしょうか。
久米委員。

○久米啓右委員 結果は別として、そういう行為はやっぱり施主側としては必要ではないかということで、賛同します。

○柏木 剛委員長 ということは、委員会としては附帯決議を、要するにそれを手直しといえますか、設計責任を問う、どこまで、請求するというまでいくのかどうかわかりませんが、いずれにしても何か責任をとる、責任を感じてもらおうというようなことに対する附帯決議をつけましょうということで、ほぼ合意でしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 わかりました。
もう一件、どうぞ、北村委員。

○北村利夫委員 いわゆる審議の前に予算が執行されておると、こういう問題は重大な問題やというふうに私は思います。そやから、これも要るもんやからね。そやから、答弁がほんまに、25年度のやつを24年の決算の中でこういう答弁が出てくるのがいかなんというふうには思いますけども、正直過ぎたんやろうなというふうに思います。そやか

らこれも、勇み足についてはやっぱり委員長報告なりの中できっちりと指摘はしておいてもらいたいなというふうには思います。

○柏木 剛委員長 附帯決議という格好でしょうか。
北村委員。

○北村利夫委員 いや、そこまでいかんでもええと思います。委員長報告で、私はいいと思います。

○柏木 剛委員長 わかりました。要するに、予算がつく前に執行されているという、こういうことについてのですね。
蛭子委員、どうぞ。

○蛭子智彦委員 これは、本来なら津波防災の特別委員会にするべきだろうと思うんですけども、県の津波想定高というものがいまだに出てこない。2月になったら8月に、8月になったら9月にといい、逃げ水のようにずるずると行っておる状態ということについては、非常にこれも遺憾であると思うんですね。やはり、これは9月中に必ず出すよということ、この総務常任委員会として。南あわじ市というのは一番被害の想定されるところでもありますからね。これも県知事に対して、津波想定高については、9月中という文言を入れるかどうかは別にして、一刻も早く県民、市民に示すということの要請を総務常任委員会ですべきでないかというふう思うんですけども、いかがでしょうか。

○柏木 剛委員長 どうでしょうか。
熊田委員。

○熊田 司委員 それはうちの管轄かどうかという問題、津波防災もありますので。もちろん、それはやらんとあかんのだと思いますけども、そこは津波のほうで。入ってるんですか。

○柏木 剛委員長 議会事務局課長。

○議会事務局課長（垣 光弘） 地震・津波対策特別委員会の委員会調査報告書に入っています。

○柏木 剛委員長 そうですか。委員長報告として。それでいいんですか。

ほかに、委員間討議ということで。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 柏木 剛委員長 それではその2点、附帯決議が1件と、あと、予算前の執行、水仙郷の件だと思いますが、それについては委員長報告で話をすると。
それでは、意見がございませんので討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 柏木 剛委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第56号、平成25年度南あわじ市一般会計補正予算(第4号)について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

- 柏木 剛委員長 挙手多数であります。
よって、議案第56号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了しました。
お諮りします。
9月20日の本会議における委員長報告について、どのようにしたらいいでしょうか。

(「委員長・副委員長に一任」と呼ぶ者あり)

- 柏木 剛委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

2. 閉会中の所管事務調査について

- 柏木 剛委員長 次に、閉会中の所管事務調査についての申し出についてを議題とします。
お手元に配付の閉会中調査事件申し出一覧表のとおり、議長に申し出してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 異議がございませんので、議長に申し出ることとします。

3. その他

○柏木 剛委員長 次に、その他に入ります。

何かございますか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは決算委員会でもちょっと気になったんですけれども、顧問弁護士の関係なんですけれども、これについてちょっと、もう少しお伺いしたい点がありまして、よろしいでしょうか。

二つほどあるんですけれども、一つは、二つの弁護士事務所に依頼をしていると、そのそれぞれについて弁護士の数とかその構成、これについて、ちょっと高過ぎるんじゃないかというような思いがあったわけなんですけれども、その点、これ、いかがですかね。

○柏木 剛委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） まず、1点目の構成について申し上げますと、名前は決算委員会のほうで出ささせていただいておりますので、また、ここでも申し上げますけども、小田弁護士の法律事務所は、弁護士2名でされております。それと、寺内弁護士、それは俵法律事務所という弁護士事務所に所属されておまして、弁護士7名でされております。

次に、金額的なことを申されたと思いますけども、当方、決算でも出ておりましたように、顧問料と相談料、顧問料は月5万円、相談料は月3万円、これは税抜きですけども、合わせまして、お二人ですので合計で201万6,000円。これは平成24年度の決算額でも出ておりました。25年度も同額でございますが、一方、洲本市、島内3市ございまして、洲本市のほうを確認いたしましたら、顧問料だけで、これは1個人1法人、依頼をしております。顧問料だけで168万、これは年間かかっております。それと相談料はその上に、兵庫県の弁護士会のほうに委託しておるわけなんですけども、年間で176万800円ということで、合計しますと344万3,000円でございます。淡路市のほうは、これは1法人に、神戸中央法律事務所というところに委託をしておりますが、これは顧問料で年間126万円。それと、相談のほうが兵庫県の弁護士会のほうに委託をしております、金額は同じく126万円ということで、合計で252万円でございます。3市比べますと、南あわじ市が一番安価であるということでございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そういう相対的な比較もあろうかと思うんですけども、内容として例えば顧問弁護士に対して市からの相談件数は年間どれぐらいあるんですか。

○柏木 剛委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） ちょっと、市民課のほうで担当しておりますので。1回当たり9回。たしか9回だったと思います。9回かける2、月に18回の12カ月というのが申し込みの予約制の回数でございます。実際はもうちょっと多いかと思うんですけども。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今のは法律相談でしょう。1回につき9コマ、30分が9コマで、月に2回と。つまり、18回という。それは相談。今、私が言っているのは、顧問弁護士としての依頼件数というのか、事件があって相談に行くようなことが、二つ事務所があるわけでしょう。そしたら、これについて小田耕平事務所には何回ぐらい、何件ぐらいの事案が持ち込まれたのか、俵法律事務所については何件ぐらいの事案が持ち込まれたのかということについてお尋ねしておるんですが。

○柏木 剛委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 済みません、これも定かな回数はないんですが、ただ、私どもは、まず取っかかりの相談は、市民無料法律相談のときにお時間をとっていただいて、両先生にはお願いをしております。ほかの他市2市につきましては、わざわざその法律事務所に行っているということでございますので、その点でも、職員にとりましてもかなり効率的な運用がなされているということでございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは、今もう弁護士も数も多くなってきて、それで、弁護士もサービス業みたいところもあるんですよ。そこも競争の世界がきっとあると思いますよ。安かろう悪かろうということやなくて、安心して一定の金額で頼りになる弁護士さんというのは、探せばうんとあるんだろうと思うんですけども。この、やはり二つ事務所、ほ

かは一つずつで金額が多いというようなことであつたわけですが、この構成を見ると、やはり指摘したように一定の弁護士を抱えている事務所のほうが、専門分野も多岐にわたる中で幅広い対応がしていただけるというように思うんですね。弁護士さんによっては専門分野は幅広くやるといってもやっぱり得意分野がいろいろあると。ある程度の経験数や弁護士の数を持っている事務所のほうがこうした自治体の顧問弁護士としてはふさわしいように思うんですね。

そういう意味では、俵法律事務所さんは7名の弁護士さんがおつてくれて、ここ一つでもいけるのではないのかなと思つたり、一つでもいけるんじゃないかなと思つたりもするわけですね。そのあたりはどんなような。持ち込まれる事案数とかに応じて、二つも選んでおるのか、一つでも済むのであれば、その分が一定、節約もできるのかなと、いろいろ検討するべき課題はあるのでないかなというふうに思つておるわけですが、いかがでしょうか。

○柏木 剛委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 確かに、おっしゃつてることもよくわかるんですけども、まず、弁護士さんの選定に当たりましては、まずその弁護士さんの能力とか実績がやはり一番大事かと思つております。また、それに伴う信頼関係、それがあつて現在当方、その2人の弁護士さんをお願いしておるわけでございます。さらに委託料が安価であるということも魅力ということでございますので、ただいまいただいた意見も貴重な意見ということでは承つておきます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 もう一点、両者とも大阪の弁護士会に所属の事務所であるということです。大阪と兵庫と比べた場合、メリット・デメリットというのはいろいろあるんだというふうな声もあるんですけども、実際に市民法律相談ということで市民の方が相談を持ち込んだときに、大阪の弁護士さんよりもやっぱり地元兵庫県の弁護士さんというふうな声もよく聞くんですね。そういう市民的な思いということに対しても説明をつけていけるようにしないといけないと思うんですよ。やはり兵庫県下におるのに、何で大阪なんだろうという、ちょっと疑問に対しても、それなら兵庫県の弁護士さんは信頼できないのか、高いのか、おつき合いがないというのもちょっとおかしな話のように思うんですね。そういう面、よく考えていただきたいなというふうに思います。その点も含めて、よく検討してもらえたらなと思います。よろしいでしょうか。

○柏木 剛委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 御意見は承っておきます。

○柏木 剛委員長 ほかに何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○柏木 剛委員長 それでは、その他を終わります。
最後に執行部から何か報告事項ありましたらお願いします。
それでは暫時休憩します。

（休憩 午前 11 時 45 分）

（再開 午前 11 時 51 分）

○柏木 剛委員長 それでは再開します。
本案可決の後なんですが、本案に対して蛭子委員ほかから附帯決議案が提出されました。
蛭子委員から附帯決議案の趣旨説明を求めます。

○蛭子智彦委員 それでは、その決議文の内容を朗読をして理由の説明といたします。
議案第 56 号、南あわじ市一般会計補正予算（第 4 号）に対する附帯決議。
今回の補正予算に計上された淡路人形会館の改修工事については、明らかに県の福祉の
まちづくり条例に違反する箇所等の手直し工事である。したがって、工事設計監理及び施
工業者の責任は明らかである。よって、この工事にかかる費用は当該事業者に請求すべき
である。
ということです。

○柏木 剛委員長 それでは、附帯決議について質疑のある委員は御発言をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○柏木 剛委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 柏木 剛委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
本案に対し、お手元に配付の附帯決議を付すことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

- 柏木 剛委員長 挙手多数です。
よって、本案にお手元に配付の附帯決議を付すことに決しました。
それでは、これをもちまして本委員会を閉会したいと思います。
副委員長、お願いします。

- 廣内孝次副委員長 慎重審議、ありがとうございました。
特によかったような気がいたします。本日は御苦勞さんでございました。

(閉会 午前11時54分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成25年 9月13日

南あわじ市議会総務常任委員会

委員長 柏 木 剛